

地方自治法の一部を改正する法律について (地方議会・財務会計制度関係)

令和5年5月26日(金)
総務省自治行政局行政課

地方自治法の一部を改正する法律の概要①（地方議会関係）

1. 地方議会の役割及び議員の職務等の明確化等

① 地方議会の役割及び議員の職務等の明確化

- 地方自治法は、地方議会の位置付けについて、「普通地方公共団体に議会を置く」とのみ規定。

- 多様な層の住民の地方議会への参画を促進する観点から、地方議会の役割や議員の職務等を法律上明確化する。

【具体的な規定内容】

- ・ 議会の設置根拠の規定に、議事機関として住民が選挙した議員をもって組織されるという位置付けを追記
- ・ 地方公共団体の所定の重要な意思決定に関する事件を議決する等の議会の役割・責任を明確に規定
- ・ 議員は、議会の権限の適切な行使に資するため、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない旨を規定

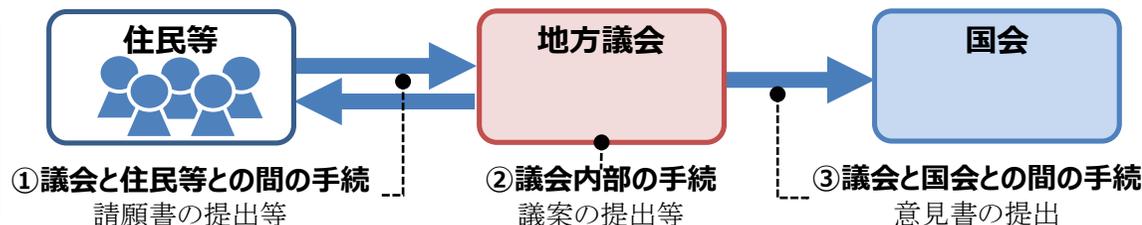
「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」（令和4年12月28日 第33次地方制度調査会）（抄）

…（略）…議会の役割・責任、議員の職務等について、その重要性が改めて認識されるよう、全ての議会や議員に共通する一般的な事項を地方自治法に規定することも考えられる。…（略）…

② 請願書の提出等のオンライン化

- 住民と議会、議会と国会等の間など、行政機関等を一方の当事者としなない法令上の手続について、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」によるオンライン化の適用対象外となっている。

- 地方議会に対する住民からの請願書の提出や国会に対する地方議会からの意見書の提出など、地方議会に係る手続について、一括してオンライン化を可能とする。



「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」（令和4年12月28日 第33次地方制度調査会）（抄）

…（略）…多様な住民が議会に関わる機会を広げる観点や、議会運営の合理化を図る観点から、これらの手続（※）についても、一括して、オンラインにより行うことを可能とするべきである。 ※住民と議会、議会と国会等の間で行われる法令上の手続

多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申の概要

第3回総会(R4.12.21)で決定
→R4.12.28総理手交

1. 議会についての現状認識と課題

【女性議員の割合】都道府県11.8%、市17.5%、町村11.7% 【60歳以上の議員の割合】都道府県43.0%、市56.5%、町村76.9%
【無投票当選者割合】都道府県26.9%、指定都市3.4%、市2.7%、町村23.3%
※女性議員が少ない議会や議員の平均年齢が高い議会において無投票当選となる割合が高い傾向

- 感染症のまん延等の緊急時における合意形成や、人口減少に伴う資源制約の下での合意形成を行う上で、地域の多様な民意を集約する議会の役割は大きい。このため、多様な人材が参画し、住民に開かれた議会を実現していくことが重要。
- しかしながら、議員の構成は、性別や年齢構成の面で多様性を欠いており、一部の議員の不適切な行為と相まって、住民の議会に対する関心を低下させ、住民から見た議会の魅力を失わせている。このことは、議員のなり手不足の原因の一つにもなっている。

2. 議会における取組の必要性

- 各議会等において、次のような取組を行っていくことが必要。

① 多様な人材の参画を前提とした議会運営

勤労者等の議会参画

- ➔ 夜間・休日等の議会開催等

女性や若者、育児・介護に携わる者の議会参画

- ➔ ハラスメント相談窓口の設置
会議規則における育児・介護の取扱いの明確化等

小規模市町村における処遇改善

- ➔ 議員報酬の水準のあり方を議論

③ 議長会等との連携・国の支援

- ➔ ハラスメント対策に関する議長会の調査

② 住民に開かれた議会のための取組

デジタル技術を活用した情報発信の充実

- ➔ SNSの活用、タブレット端末によるペーパーレス化にあわせた情報公開の充実等

住民が議会に参画する機会の充実

- ➔ 住民と政策や議会運営を考える場
(例：政策サポーター、議会モニター)

- ➔ デジタル化について技術的・財政的課題を抱える小規模市町村への国・議長会の支援

3. 議会の位置付け等の明確化

- 議会の役割・責任、議員の職務等の重要性が改めて認識されるよう、全ての議会に共通する一般的な事項を地方自治法に規定することも考えられる。

【具体的なイメージ】

- ・ 議会の設置根拠の規定に、議事機関として住民が選挙した議員をもって組織されるという位置付けを追記
- ・ 地方公共団体の所定の重要な意思決定に関する事件を議決する等の議会の役割・責任を明確に規定
- ・ 議員は、議会の権限の適切な行使に資するため、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない旨を規定（職務を行う上での心構えを示すもの）

4. 立候補環境の整備

- 各企業の自主的な取組として、立候補に伴う休暇制度を設けること、議員との副業・兼業を可能とすること等について要請を検討すべき。
※就業規則における対応
- 一律の法制化は、事業主負担や他の選挙との均衡等の課題に留意して引き続き検討。

5. 議会のデジタル化

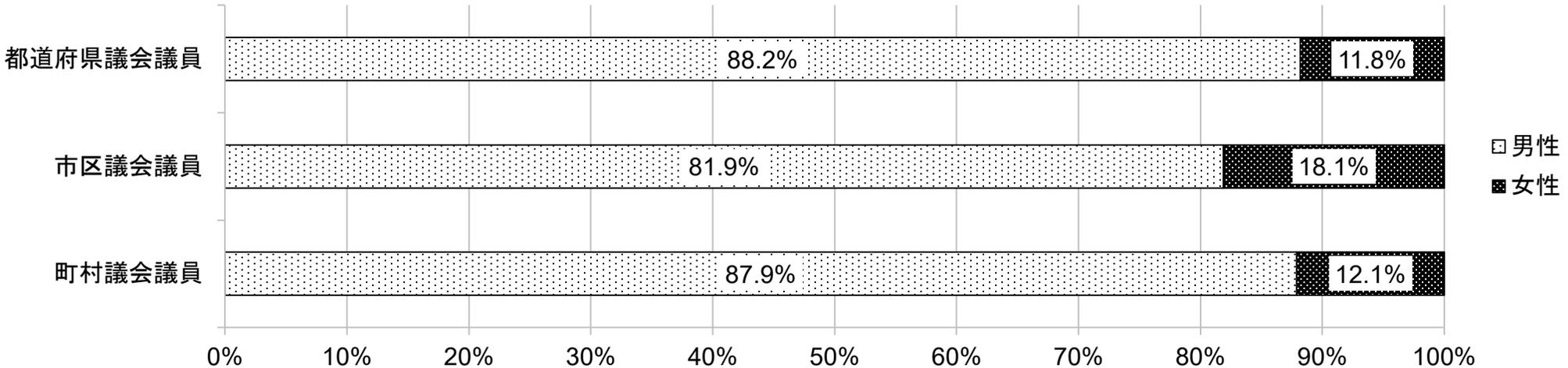
- 本会議へのオンライン出席について、国会における対応も参考に、丁寧な検討を進めるべき。
 - ・ どのような場合に可能とするか。
 - ① 事由を問わず幅広く可能
 - ② 原則は議場での出席だが、一定の場合に可能
 - ③ 引き続き議場での出席を前提にしつつ、議事定足数を緩和して、オンラインで「参加」
 - ・ 本人確認、議事の公開、第三者の関与がないことの担保等をどのように行うか。その際、委員会へのオンライン出席の課題を検証。

※委員会へのオンライン出席の実施団体は35団体(R4.1.1現在)

- 議会への請願書の提出や議会から国会への意見書の提出等の手続について、一括して、オンライン化を可能とすべき。

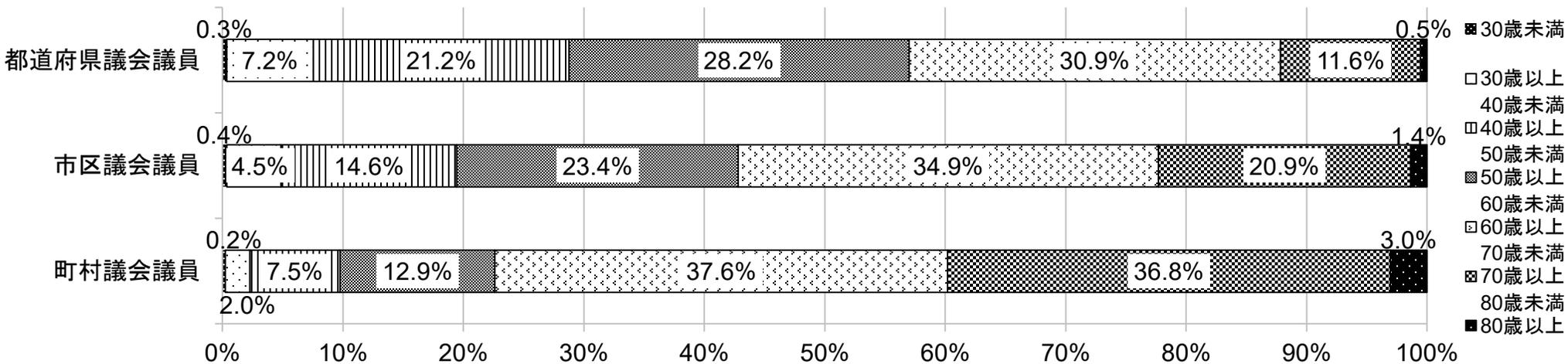
地方議会議員の概況（性別、年齢別）

○ 男女の比率



出典：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」（令和4年12月31日現在）

○ 年齢別の状況



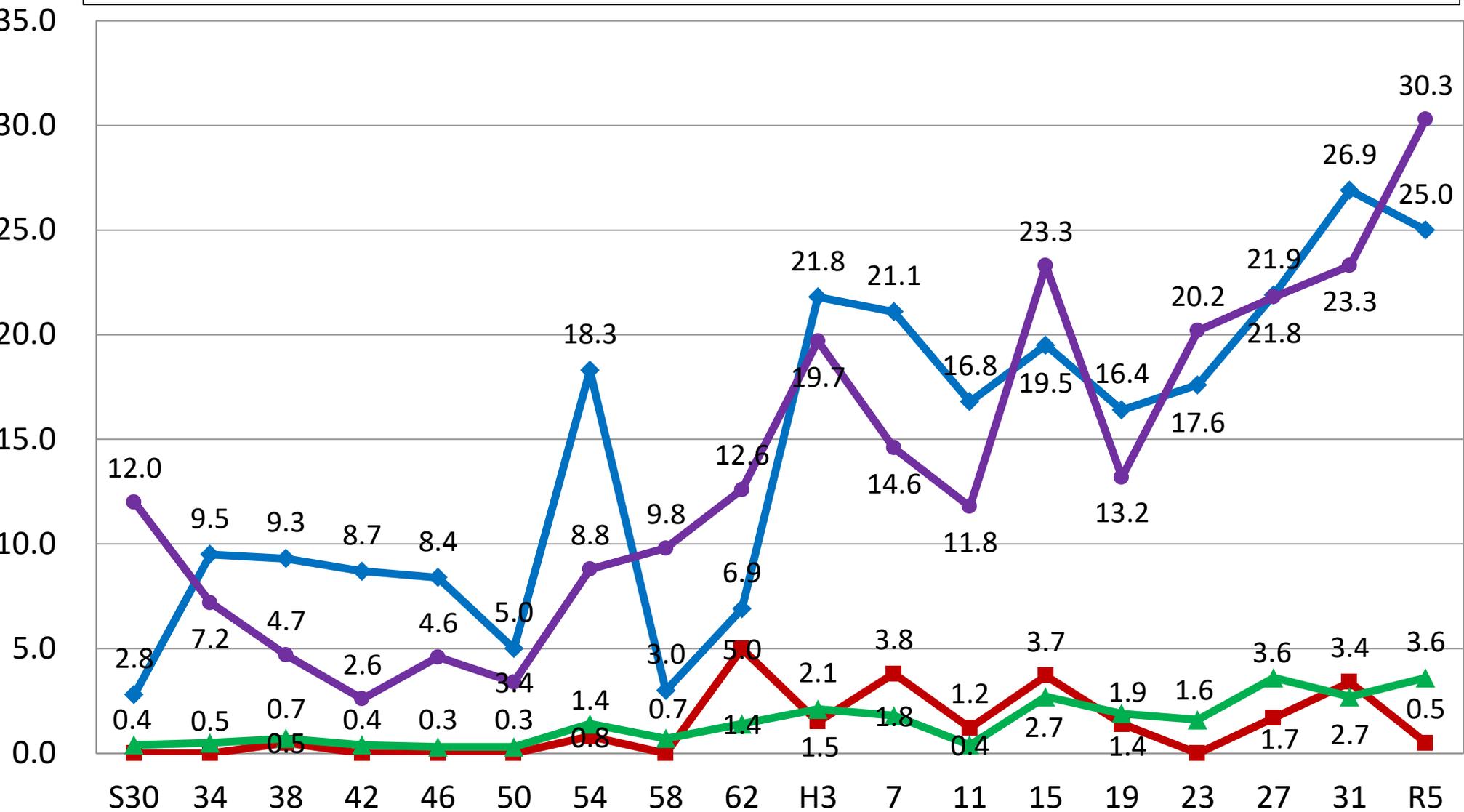
出典：全国都道府県議会議員連会「都道府県議会提要」（令和元年7月1日現在）
 全国市議会議員連会「市議会議員の属性に関する調」（令和4年7月集計）
 全国町村議会議員連会「町村議会実態調査結果の概要」（令和4年7月1日現在）

注：小数点第2位以下四捨五入のため、合計が100%とならない場合がある。

統一地方選挙における改選定数に占める無投票当選者数の割合の推移

(%)

◆ 都道府県議会議員選挙
 ■ 指定都市議会議員選挙
 ▲ 市議会議員選挙
 ● 町村議会議員選挙



出所: 総務省「地方選挙結果調」等を基に作成。
 注1: 第1回、第2回統一地方選挙の際は調査を実施せず。
 注2: 市については、東京都特別区を除く。

第33次地方制度調査会の答申等を踏まえた経済団体への要請について

第33次地方制度調査会「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」(抄)

第4 立候補環境の整備 (略)

これらを踏まえると、法制化については、上記の課題について引き続き検討することとしつつ、まずは、各企業の状況に応じた自主的な取組として、就業規則において、立候補に伴う休暇制度を設けることや、議員との副業・兼業を可能とすること等について、各企業に要請していくことを検討すべきである。

なお、公務員の立候補制限や議員との兼職禁止の緩和については、行政の中立性・公平性等の要請にも配慮しつつ、引き続き検討する必要がある。

地方自治法の一部を改正する法律(令和4年法律第101号)(抄)

附 則 (政府の措置等)

第六条 政府は、事業主に対し、地方公共団体の議会の議員の選挙においてその雇用する労働者が容易に立候補をすることができるよう、地方公共団体の議会の議員の選挙における立候補に伴う休暇等に関する事項を就業規則に定めることその他の自主的な取組を促すものとする。

2 (略)



総務省及び三議長会から経済団体に対し、勤労者の地方議員への立候補のための環境整備に関して要請を実施。

- 実施日 令和5年1月26日(木)、3月1日(水)
- 要請者 総務省 尾身副大臣、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会長
- 要請先 日本経済団体連合会、全国中小企業団体中央会、日本商工会議所(以上、1月26日)、全国商工会連合会(3月1日)
- 要請内容(総務大臣要請書)
 1. 地方議会議員選挙において、勤労者が容易に立候補をすることができるよう、各企業の状況に応じ、就業規則について必要な見直しを行い、立候補に伴う休暇制度を設けることや、立候補した勤労者に対し解雇や減給等の不利益な取扱いをしないこととしていただくこと。
 2. 企業に勤務しながら議員活動を行うことができるよう、各企業の状況に応じ、就業規則における副業・兼業に係る規定の見直しや明確化を行うことにより、議員との副業・兼業を可能としていただくこと。

地方議会へのオンライン出席について

地方議会への出席



令和2年4月に助言通知を发出

<本会議>

- 団体意思を最終的に確定させる上で、議員本人による自由な意思表示は、疑義の生じる余地のない形で行われる必要がある。このことから、地方自治法上、定足数や表決の要件として「出席」と規定されており、この「出席」は現に議場にいることと解される。

<委員会>

- 委員会は本会議の予備的審査を行うものであり、地方自治法上、委員会に関し必要な事項は「条例で定める」とされている。このため、条例で定めるところにより、委員会にオンラインで出席することも可能。

	本会議	委員会
定足数/ 表決 の要件	法律上「出席」と規定 <small>(地方自治法第113条、第116条第1項)</small> = 「議場にいること」	法律上「条例で定める」と規定 <small>(地方自治法第109条第9項)</small> → オンライン出席が可能

(国会については、本会議、委員会いずれも「出席」と規定(憲法第56条第1項、国会法第49条、第50条))

本会議の欠席議員(※)がオンラインでできることの範囲



令和5年2月に助言通知を发出

※欠席事由に該当していることが前提

- 上記の考え方から、地方自治法上、表決の要件として「出席」と規定されている。このため、表決や、これと一体不可分の質疑や討論は、現に議場にいる議員によって行われる必要があると解される。
- 他方、いわゆる一般質問は、その形式について法律の定めがない。このため、「出席」している議員が定足数を満たし、本会議が成立している場合に、会議規則等で定めるところにより、「欠席」している議員がオンラインで行うことも差し支えない。

表決 表決と不可分一体の 質疑・討論	法律上「出席」と規定 = 「議場にいること」 <small>(地方自治法第116条第1項)</small> → 「欠席」議員がオンラインで行うことは不可
一般質問 <small>※団体の事務全般について執行機関の見解をたずぬもの</small>	法律の定めなし → 「欠席」議員がオンラインで行うことも差し支えない

(参考) 第33次地方制度調査会について

1. 概要

地方制度調査会は、地方制度調査会設置法により、内閣総理大臣の諮問に応じて地方制度に関する重要事項を調査審議するため、昭和27年12月、総理府（現：内閣府）に設置。

令和4年1月14日に、第33次地方制度調査会の第1回総会が開催され、総理より諮問。

【諮問事項】 社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度のあり方について、調査審議を求める。

2. 委員（任期：R4.1.14～R6.1.13）

委員は、内閣総理大臣が任命することとされており、30人以内で構成。任期は2年で国会議員、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長等及び学識経験者により構成。

委員（R4.1.1.7現在 30名）

【学識経験者18名】

- ◎ 荒見玲子 名古屋大学教授
- ◎ 市川晃 住友林業(株)代表取締役会長
- 伊藤正次 東京都立大学教授
- 岩崎尚子 早稲田大学電子政府・自治体研究所教授
- 太田匡彦 東京大学教授
- 大橋真由美 上智大学教授
- 大屋雄裕 慶應義塾大学教授
- 大山礼子 駒澤大学教授
- 岡崎浩巳 地方公務員共済組合連合会理事長
- 穴戸常寿 東京大学教授
- 砂原庸介 神戸大学教授
- 田中里沙 事業構想大学院大学学長、(株)宣伝会議取締役
- 谷口尚子 慶應義塾大学教授
- 土山希美枝 法政大学教授
- 牧原出 東京大学教授
- 村木美貴 千葉大学教授
- ★ 山本隆司 東京大学教授
- 横田響子 (株)コラボラボ代表取締役

【国会議員6名】

- あかま二郎 衆議院議員
- 坂本哲志 衆議院議員
- 重徳和彦 衆議院議員
- 馬場伸幸 衆議院議員
- 江島潔 参議院議員
- 岸真紀子 参議院議員

【地方六団体6名】

- 平井伸治 鳥取県知事(全国知事会会長)
- 柴田正敏 秋田県議会議長(全国都道府県議会議長会会長)
- 立谷秀清 福島県相馬市長(全国市長会会長)
- 清水富雄 横浜市議会議長(全国市議会議長会会長)
- 荒木泰臣 熊本県嘉島町長(全国町村会会長)
- 南雲正 新潟県湯沢町議会議長(全国町村議会議長会会長)

(◎:会長、○:副会長、★:専門小委員会委員長)

3. 審議経過

これまで、総会3回、専門小委員会14回開催。

第2回総会（令和4年6月3日）において今後の審議項目を決定

第3回総会（令和4年12月21日）において地方議会の答申をとりまとめ、28日総理手交

1. 地方制度のあり方を調査審議するに当たり踏まえるべき、「社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等」及び「ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点」として、何を捉えるべきか。

- デジタル・トランスフォーメーションの進展が、地域社会や地方行政に与える影響とその課題について、住民からの視点も踏まえ、どのようなものが考えられるか。
- 新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題とその要因について、どのようなものが考えられるか。
- ポストコロナの経済社会において、人口減少・高齢化等の人口構造の変化やこれに伴う資源制約、感染症等の事態への機動的な対応をはじめ、地域社会や地方行政に生じることが見込まれる変化・課題として、どのようなものが考えられるか。
- 以上について、個別分野の法令・制度に係る課題を踏まえつつも、地方制度のあり方に関する課題として捉えるべきものとして、どのようなものが考えられるか。

2. 1を踏まえ、「国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係」として、どのようなことが考えられるか。

- 国と地方の役割分担のあり方について、どのように考えるか。国に求められる役割、地方公共団体に求められる役割として、これまでの考え方を改めて整理、再定義した方が良い点、見直すべき点があるか。
 - ・ 例えば、非平時においては、平時と異なる考え方で役割分担を整理すべきか。あるいは、非平時への対応は、役割分担の考え方とは別に考えるべきか。
 - ・ 国と地方の具体の事務に係る、必要なリソースの確保や情報の把握・共有のあり方について、どのように考えるか。
- 国と地方公共団体との間の連携・協力のあり方について、どのように考えるか。相互の連携・協力の実効性を高めていくことが必要だとした場合、その方策について、どのように考えるか。
 - ・ 国に求められる役割を發揮するため、国が地方公共団体に対して関わる方策や、地方公共団体の実情を的確に把握するための方策について、どのように考えるか。
 - ・ 国と地方の相互のコミュニケーションや協議のあり方、国の施策に対する地方公共団体の意見反映のあり方について、どのように考えるか。
- 広域の地方公共団体としての都道府県に求められる役割や、住民に最も身近で基礎的な地方公共団体としての市町村に求められる役割及びその役割分担のあり方について、どのように考えるか。
- 地方公共団体相互間の連携・協力のあり方について、どのように考えるか。相互の連携・協力の実効性を高めていくことが必要だとした場合、その方策について、どのように考えるか。
 - ・ 大都市圏における都道府県を越えた広域的な課題への対応を円滑に行うための方策について、圏域内の大都市の役割を含め、どのように考えるか。
 - ・ 地方圏を含め、都道府県単位で広域的な対応が求められる場合や都道府県による市町村の補完・支援が必要な場合における、都道府県と大都市を含む市町村との連携・協力について、どのように考えるか。
- 国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連携・協力の実効性を高める観点において、デジタル技術の活用のあり方について、どのように考えるか。
- 国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連携・協力の実効性を高める観点において、住民、コミュニティ組織、NPO、企業など地域社会を支える多様な主体に期待される役割や、公共私連携・協力のあり方について、どのように考えるか。

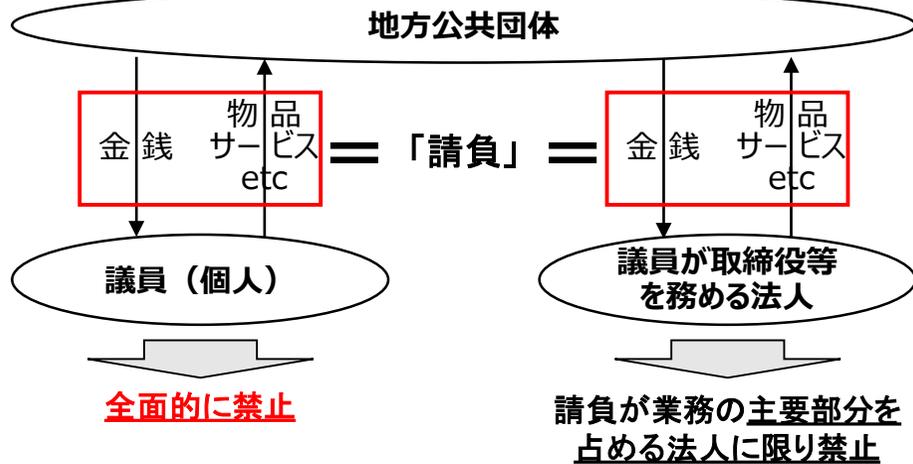
3. 2のほか、「その他の必要な地方制度のあり方」として、どのようなことが考えられるか。

- 地方議会の位置付けや議員の職務の明確化、多様な層の住民の議会への参画につながる環境整備など地方議会のあり方について、どのように考えるか。

(参考) 議員立法 (地方自治法の一部を改正する法律 (令和4年法律第101号)) の概要

① 請負禁止の範囲の明確化・緩和 (地方自治法第92条の2関係)

改正前



※議会により請負の禁止に抵触する旨の認定を受けた場合、議員は失職する。

- 課題
- 「請負」の定義が条文上不明確であること
 - 個人による請負は金額の多寡にかかわらず禁止されていることが、議員のなり手不足の原因となっているとの指摘がある。

改正後

- 「請負」の定義の明確化 (※)。

(※) 請負の定義規定

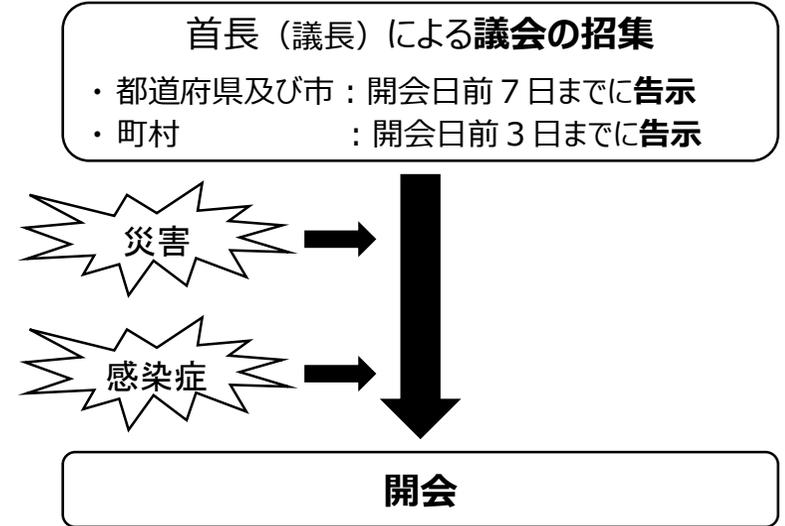
「業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきもの」

- 議会の適正な運営を確保する観点から政令で定める額 (年間300万円) の範囲内で、個人による地方公共団体に対する請負が可能。

施行日：公布の日から3月以内で政令で定める日 (令和5年3月1日)

② 災害等の場合の招集日の変更 (地方自治法第101条関係)

改正前



課題

招集の告示をした後、開会の日^に議員の応招が困難な事態が発生した場合の対応が法律上不明確。

※ 招集の告示の後、招集の日を変更することはできないとする行政実例がある。(昭和26年9月10日)

改正後

- 招集の告示をした後に当該招集に係る開会の日^に会議を開くことが災害その他やむを得ない事由により困難であると認めるときは、当該告示をした者は、当該招集に係る開会の日を変更することができることを法文上明確化。
- 開会の日を変更した場合においては、変更後の開会の日及び変更の理由を告示しなければならない。

施行日：公布の日 (令和4年12月16日)

地方自治法の一部を改正する法律の概要②（財務会計制度関係）

2. 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給

※別途御説明予定

- H29年に地方自治法等の改正により、**非常勤職員を、新たに創設した「会計年度任用職員」に移行させ、任用と処遇の適正化を実施**（施行R2.4.1）。その際、**「期末手当」を支給可能**に。
- 「勤勉手当」の支給について、法改正時は、国の非常勤職員に支給が広まっていなかったこと等を踏まえ、検討課題としていたが、R3年度までの間に、**対象となる国の非常勤職員すべてに「勤勉手当」が支給**されることに。

※「勤勉手当」の支給を可能とする見直し要望あり

- 国の取扱いとの均衡の観点から、会計年度任用職員についても、**「勤勉手当」を支給**できることとする。
※人事評価を適切に活用する必要があること等から、**令和6年度から支給**を開始する。

「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和4年12月20日閣議決定）（抄）

…（略）…**勤勉手当の支給について検討を行い、令和4年度中に結論を得る。**その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

3. 公金事務の私人への委託に関する制度の見直し

- 地方自治法は、**公金の徴収・収納・支出の私人への委託を原則禁止**。例外として、**法令で具体的に掲げる歳入については、長の判断で私人委託が可能**（例：コンビニでの地方税等の収納）。
- 受託者に対する検査等について、長によるチェックの規定がない、事実上行われている再委託が規定上想定されていない（例：収納代行会社からコンビニ各社への再委託）など、**受託者の事務の適正を確保するルールが不十分**。

※全ての歳入等について私人委託を可能とする見直し要望あり

- 適正な公金取扱いを確保するため、**受託者に対する監督、再委託の場合のルール**等に係る規定を整備する。
- その上で、原則として**全ての歳入等の収納事務について、地方公共団体の長の判断で私人への委託を可能**とする。

【収納事務の委託が新たに可能となるもの（例）】

- ・ 雑入：行政財産の使用等に伴う通信費・複写機使用料、地方公共団体が提供する講座の受講に係る教材費、保育所等の食事提供費等
- ・ 歳入歳出外現金：入札保証金、契約保証金、公営住宅敷金、災害見舞金等

「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定）（抄）

…（略）…多様な決済手段の確保の観点から、…（略）…**地方公共団体の判断により公金の徴収又は収納の事務を原則として私人に委託することを可能とすることを含め、その在り方について検討し、令和4年度中に結論を得る。**その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

公金事務の私人への委託に関する制度に係るこれまでの改正

S38～H15：**使用料，手数料，賃貸料，貸付金の元利償還金**が私人委託の対象

- ・ 公金の徴収・収納事務の私人委託を原則禁止した上で、**使用料，手数料，賃貸料，貸付金の元利償還金**を私人委託可能な歳入として位置づけ

← 公金のコンビニエンスストア納付拡大の要望

- ・ 金融機関の週休二日制の実施
- ・ 共働き世帯等の昼間不在家庭の増加

H15：私人委託の対象に**地方税**を追加

H16：私人委託の対象に**物品売払代金**を追加

← 「ふるさと納税」の徴収・収納事務の私人委託の可能化要望

← 「ふるさと納税」の制度化

H23：私人委託の対象に**寄附金**を追加

← 私人委託可能な公金に付随する歳入（延滞金等）についても私人委託可能とすることについて地方分権改革に関する提案

H29：私人委託の対象に**延滞金，遅延損害金**を追加

H30：私人委託の対象に**地方税に係る督促手数料，延滞金，滞納処分費等**を追加

← 私人委託を原則禁止する制度自体の見直しについて地方分権改革に関する提案

R 4：私人委託の対象に**分担金，負担金，不動産売払代金，過料，損害賠償金，返還金等**を追加

現行の財務会計制度の適正性等を担保するための措置【私人委託】

【安全性水準・適正性を担保するための措置】

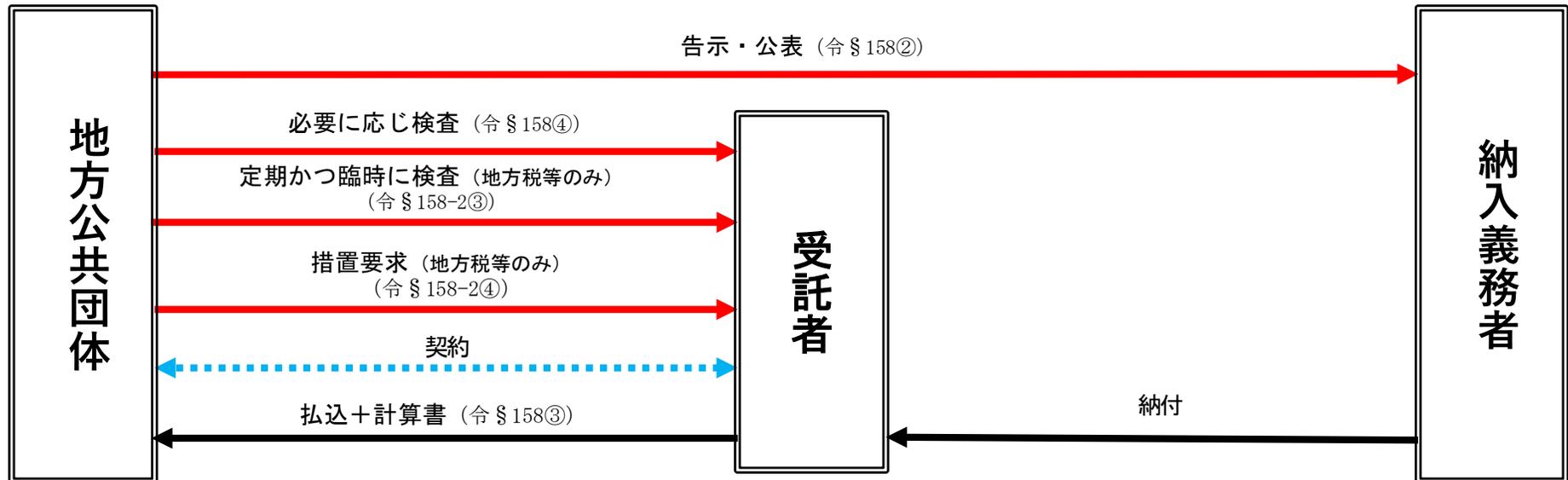
- ・ 地方公共団体が収入の事務を委託していることを示すため、告示・公表。

<使用料、手数料、賃借料、物品売払代金、寄附金、貸付金の元利償還金、これらの延滞金、遅延損害金>

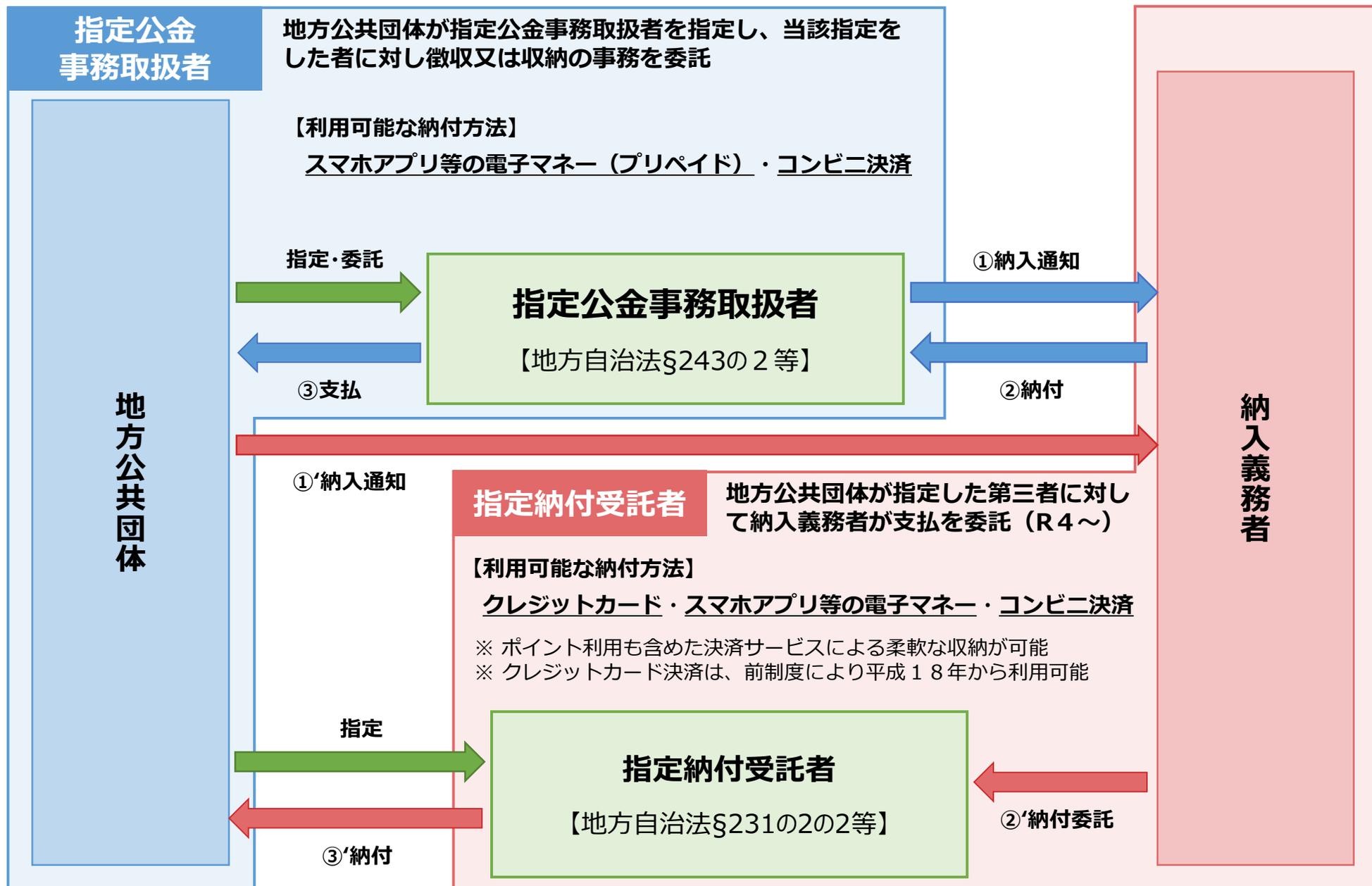
- ・ 必要があると認めるときは、会計管理者は委託に係る歳入の徴収又は収納の事務について検査することが可能。

<地方税、分担金、負担金、不動産売払代金、過料、損害賠償金、不当利得による返還金、これらの延滞金、遅延損害金>

- ・ その収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者として普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納の事務を委託可能。
- ・ 会計管理者が定期又は臨時に地方税の収納の事務の状況の検査義務。
- ・ 検査をしたときは、その結果に基づき受託者に必要な措置を講ずべきことを求めることが可能。



地方公共団体以外の者に公金収入を行わせている諸制度



(参考) 新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会中間報告 (ポイント) 【令和4年5月】

問題意識

- 地方財務会計制度は、**住民による民主的統制の下、その執行について公正性・公平性・中立性を確保する要請に基づき、広範にわたって詳細に規定。**
- 他方で、規律密度が高いことで、国における必要な法令改正に係る検討・制度改正に時間を要していることから、人口減少・高齢化等の人口構造の変化、DXへの対応等、**今後の社会経済情勢の変化にも十分に即応し続けていけるような柔軟な仕組みを検討することが必要。**
- 昨今の社会全体のデジタル化の進展等を踏まえ、**まずは「公金の収入・支出委託等の制限の見直し」について方向性を本中間報告で提言。**

具体的方策の提言

- 公金の取扱上の責任を明確にし公正の確保を期する観点、地方財務会計制度全般に通ずる公正性・厳正性の水準を維持する観点から、**私人への公金の徴収・収納・支出権限の委託の制限自体は存置した上で、以下の対応を提言。**

収入事務委託

- ① **収納事務**は、私人に委託することができる**公金の範囲の制限を緩和し、地方公共団体の条例で定めて委託できるようにすべき。**
 - ※ 現行は政令に定めがあるもののみ委託可能。
 - ※ 徴収事務は、賦課決定と密接であることや歳入根拠が法律等で規定されているものが多いため、現行制度どおり法律・政令の定める場合に委託可能とする。
- ② 指定納付受託者制度とのバランスなどを考慮し、**以下の措置を設けるべき。**
 - ・ **受託者となるべき者の要件の設定、再委託手続**
 - ・ **受託者の帳簿保存義務、法定の契約解除権**
- ③ 即時に納付効果が伴うことから、取り扱うことができる**決済手段を現金・プリペイドに限定。**(※クレジットカード・ポストペイは指定納付受託者制度を活用)
- ④ 上記に伴い、収納委託の根拠となっている個別法令の規定は削除する等の整理をすべき。

支出事務委託

- ① **地方公共団体のニーズがある経費について、現行で認められている経費に追加して拡充していくべき。**
- ② 指定納付受託者制度と収入事務委託の見直し案とのバランスを考慮し、「**収入事務委託**」と同様に**受託者となる者の要件の設定等の措置を設けるべき。**

口座振替等

- 口座振替の拡充、ATMからの口座振込の制度化等、昨今の経済取引の実態を踏まえ、**地方公共団体のニーズや指定金融機関側の意向等を十分に踏まえて検討すべき。**

今後の検討の進め方

- 提言の実現に向け、**さらに法制上の整理を進めるとともに、実務上の課題について地方公共団体をはじめとする関係者の意見を十分踏まえて行う。**
- 地方財務会計制度の規律密度を緩和する等の**横断的な視点からさらに現行制度を検証**して、具体的な見直しの方策を引き続き検討していく。

(参考) 新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会について

開催趣旨

これからの社会経済情勢の変化に地方公共団体が即応していくため、地方公共団体の政策形成手続や行政運営をはじめ社会経済活動全般の効率化を図る観点から、地方財務会計制度全般の見直しについて幅広く議論を行うことを目的として「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会」を開催する。

構成員

座長 高橋 滋	法政大学法学部教授	木村 琢磨	千葉大学大学院社会科学研究院教授
石川 恵子	日本大学経済学部産業経営学科教授	小西 敦	静岡県立大学経営情報学部教授
大脇 成昭	九州大学大学院法学研究院教授 (第9回~)	建部 雅	成蹊大学法学部教授
片桐 直人	大阪大学大学院高等司法研究科准教授	山本 隆司	東京大学大学院法学政治学研究科教授 (～第8回) (敬称略)

開催状況

【令和3年】

- 第1回 (4/26) 見直しの視点・方向性、検討の進め方①
- 第2回 (6/7) 見直しの視点・方向性、検討の進め方②
- 第3回 (7/26) キャッシュレス決済サービスの安全性確保措置等の現状 (参考人ヒアリング)
- 第4回 (9/8) 公金の収入・支出手続の見直しの方向性① (私人委託制度① (収入①))
- 第5回 (10/15) 公金の収入・支出手続の見直しの方向性② (私人委託制度② (収入②))
- 第6回 (12/24) 公金の収入・支出手続の見直しの方向性③ (私人委託制度③ (収入③))

【令和4年】

- 第7回 (2/8) 公金の収入・支出手続の見直しの方向性④ (私人委託制度④ (支出) 、口座振替等)
- 第8回 (3/24) 中間報告案
- 第9回 (11/22) 調達に関する一連の事務手続・様式の現状と課題①

【令和5年】

- 第10回 (3/29) 調達に関する一連の事務手続・様式の現状と課題② (経済団体ヒアリング)
- 第11回 (5/11) 調達に関する一連の事務手続・様式の現状と課題③ (ベンダー事業者ヒアリング)